



報道関係者 各位

平成28年 9 月 30 日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境・均等室長 吉永 佳代

雇用環境改善・均等推進監理官 高橋 拓

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

「オール栃木」で「働き方改革」を進めます！ ～「とちぎ公労使協働宣言実現会議」の開催について～

栃木労働局（局長 しろかね としき 白兼 俊貴）では、平成28年3月14日に開催した「とちぎ公労使会議」で採択された「**協働宣言**」の実現に向け、栃木県をはじめとする地方公共団体や県内の主要な労使団体で構成する「とちぎ公労使協働宣言実現会議」を開催します。

本会議は、「協働宣言」を実現するために関係機関が現状認識を深め、有効な方策を検討し、情報を発信することで**栃木に働きやすい職場を増やすこと及び「しごと」の分野から経済の活性化や地方創生に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行うこと**を目的としたものです（実現会議及び協働宣言の詳細は別添参照）。

とちぎ公労使協働宣言実現会議

日時：平成28年10月17日（月）14:00より（16:00終了予定）

場所：栃木職業能力開発支援センター（ポリテクセンター栃木）会議室

栃木県宇都宮市若草1丁目4番23号

出席者：栃木労働局長、栃木県産業労働観光部長（労働政策課長代理出席予定）、宇都宮市経済部長（栃木県市長会）、茂木町商工課長（栃木県町村会）、栃木県経営者協会専務理事、日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局長、栃木県商工会議所連合会専務理事（常務理事代理出席予定）、栃木県商工会連合会専務理事、栃木県中小企業団体中央会専務理事、株式会社足利銀行専務取締役、株式会社栃木銀行常務取締役
栃木労働局総務部長（事務局長）

☆ 当日の取材について、会議冒頭の撮影等は可能ですが、忌憚のない意見交換をいたしますので意見交換の撮影等のご遠慮願います。

会議終了後に取材に応じます。

連絡先：栃木労働局雇用環境・均等室 028-633-2795 担当：高橋、落合、佐藤

とちぎ公労使協働宣言実現会議設置要綱

1 目的

我が国においては、人口減少、少子高齢化という大きな課題があり、地方においてはそれが顕著な問題となっている。現在、政府が打ち出している「地方創生」においては、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置された。

地方創生には、「まち」の活性化が必要であり、そのためには「ひと」が必要とされる。さらに「ひと」が地方で定住するために、「しごと」がなければ地方創生はなしえない。

「しごと」とは、単に雇用の場の確保のみならず、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止等をはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、正社員転換・待遇改善の推進、職場における女性の活躍推進等を行い、「働きやすさ」の向上を持続的に目指し、魅力ある職場づくりを行うことである。

上記に関し、関係者において平成 28 年 3 月 14 日に、別添の協働宣言を採択したところである。

本本部は、協働宣言を実現するために現状認識を深め、有効な方策を検討し情報を発信することにより栃木において働きやすい職場を増やし、「しごと」の分野から経済の活性化や地方創生に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行うことを目的とする。

2 構成委員

栃木労働局長（議長）
栃木県産業労働観光部長
宇都宮市経済部長（栃木県市長会）
茂木町商工課長（栃木県町村会）
一般社団法人栃木県経営者協会専務理事
日本労働組合総連合会栃木県連合会事務局長
一般社団法人栃木県商工会議所連合会専務理事
栃木県商工会連合会専務理事
栃木県中小企業団体中央会専務理事
足利銀行専務取締役
栃木銀行常務取締役
※栃木労働局総務部長（事務局長）

構成委員はあて職指名とし、後任者が引き継ぐこととする。

3 会議の内容

平成 28 年 3 月 14 日に採択された協働宣言を実現するために以下の内容を協議する。

- (1) 長時間労働抑制対策、過重労働による健康障害防止、年次有給休暇取得促進、在宅勤務（テレワーク）推進等仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進に関すること。
- (2) 正社員転換・待遇改善の推進をはじめ、若者、高齢者、障害者の雇用の促進に関すること。
- (3) 職場における女性の活躍推進に関すること。
- (4) 金融機関と連携した働き方改革の推進及び正社員転換・待遇改善に関すること。
- (5) (1) から (4) 以外の労働分野における新たな将来的な課題

4 会議の開催

議長は、必要に応じ会議を招集する。

5 庶務

本会議の庶務は、栃木労働局雇用環境・均等室において処理する。

平成 28 年 8 月 1 日

別添

協働宣言

地方創生には、「まち」の活性化が必要であり、そのためには「ひと」が必要とされる。さらに「ひと」が地方で定住するために、「しごと」がなければ地方創生はなしえない。

「しごと」とは、単に雇用の場の確保のみならず、長時間労働の抑制や過重労働による健康障害の防止等をはじめとする仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、正社員転換・待遇改善の推進、職場における女性の活躍推進や労働分野での新たな将来的な課題等に取り組み、「働きやすさ」の向上を持続的に目指し、魅力ある職場づくりを行うことである。

栃木において、働きやすい職場を増やし、「しごと」の分野から経済の活性化や「地方創生」に貢献し、さらなる栃木の魅力づくりを行うために、関係者が協力して、オール栃木で取り組むことを表明する。

平成28年3月14日